

令和8年度
マイナンバーカード普及促進事業
企画提案募集要領

令和8年4月
宮城県

令和8年度マイナンバーカード普及促進事業 企画提案募集要領

本募集要領は、令和8年度マイナンバーカード普及促進事業を委託するに当たり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

(1) 委託事業名

令和8年度マイナンバーカード普及促進事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の目的

本事業は、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や宮城県の「みやぎDX推進ポリシー」に基づき、デジタル化による県民サービスの向上を目的とし、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進事業を実施するもの。

(3) 事業内容

別紙「令和8年度マイナンバーカード普及促進事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

(5) 実施場所

宮城県内（発注者が指定する場所）

(6) 事業費（委託上限額）

21,486,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本調達は、本事業を共同連帯して受託するため2者以上の構成員で結成された共同企業体（以下「共同事業体」という。）又は2名以上の構成員で組織される会社等の法人によるプロポーザルにより実施する。

なお、共同事業体の結成は自主結成とし、この場合は6（1）に示す「共同事業体協定書」（様式第5号）を参考に協定を締結すること。

また、本企画提案に参加しようとする者は、下記の要件（1）から（9）のすべてを満たし、かつ、共同事業体については（10）を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの全ての期間において、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限

の要件に該当しないこと

- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること
- (9) 委託事業を的確に遂行する能力を有すること
- (10) 共同事業体にあつては、次のいずれにも該当すること
 - ① すべての構成員が（1）から（9）までの要件を満たしていること
 - ② 構成員が、他の共同事業体の構成員として、又は単独により本企画提案に参加していないこと

3 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

本企画提案の募集開始の日から令和8年5月13日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式第9号）に必要事項を記入の上、件名を「令和8年度マイナンバーカード普及促進事業に関する質問」とし、電子メールにより提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については応じない。

【質問提出先】 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班
メールアドレス：johob@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年5月18日（月）までに、企画部デジタルみやぎ推進課のホームページへ随時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者にのみ電子メールにより回答する。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/mynumber/r8.html>

4 企画提案書の内容

別紙「仕様書」及び「提案概要表」のとおり。

5 企画提案参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班

メールアドレス：johob@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(5) 注意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本企画提案に参加する者は次の書類を電子媒体で電子メール等により提出すること。なお、押印が必要な書類は、押印の上、写しをPDF形式で提出すること。また、押印した原本はヒアリングの際に提出を求めらるので、それまで保管すること

① 参加申込書等

（※）は共同事業体の場合のみ必要

ア 企画提案参加申込書（様式第2号）

イ 応募資格に係る宣誓書（様式第3号）

ウ 共同事業体届出書（様式第4号）※

エ 共同事業体協定書（様式第5号）※

オ 委任状（様式第6号）※

代表構成員以外の構成員から代表構成員への委任（該当する場合のみ）

カ 委任状（様式第7号）※

構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任（該当する場合のみ）

② 企画提案書

原本1部、副本1部をPDF形式により提出すること

なお、副本は、原本から事業者の特定につながる情報（事業者名、ロゴ、住所、担当者等）を除いたものとする。

ア 企画提案書は、任意様式でA4サイズ横向きとする。なお、ページ数は制限し

ないが、簡潔で分かりやすい内容とすること

イ 仕様書 7 (2) ⑨ウのチラシの案を作成し、企画提案書に添付すること。なお、チラシの向きは縦とすること

ウ 表紙を付け、「委託事業名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」及び「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」を記載すること

エ 目次を入れ、各ページには目次に対応するページ番号を付すること

オ 本文については、③提案概要表に沿った内容にすること

③ 提案概要表

県側で提供する Excel 形式のファイル(別添「提案概要表」)を使用して作成の上、提出すること

④ 事業経費の積算書

なお、本企画提案に係る消費税及び地方消費税の税率は 10% とする。

⑤ 競争入札参加業者登録書

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成 9 年宮城県告示第 1275 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき交付される物品調達等に係る競争入札参加業者登録書を提出すること。なお、物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者については、登記事項証明書を提出すること

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 27 日(水)午後 5 時まで(必着)

(3) 提出先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課 地域情報化推進班

電子メールアドレス：johob@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール等により提出すること。

なお、ファイル容量等の都合により電子メールを送信できない場合は、複数に分けて送信するか、分割送信が困難な場合は当課に相談すること

7 契約候補者の選定及び契約

(1) ヒアリングの実施

- ① 企画提案書の受領後、提案内容の確認等を行うため、県が設置する選定委員会においてヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施する。ヒアリングの日時及び場所等の詳細については、正式決定後に通知する。
- ② 応募者が 3 者を超えた場合は、ヒアリングに先立ち書類審査(一次審査)を実施の上、上位 3 者をヒアリングの対象者として選定する。
- ③ ヒアリングの 1 応募者当たりの持ち時間は 30 分以内(提案説明 15 分以内、質

疑応答15分以内)とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

- ④ 事前に提出した企画提案書及び提案概要表に基づいてプレゼンテーションを行うこと。ページの追加及び差替え並びに新規資料の配布等は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの会場には、県がモニターとパソコンを用意するので、これらを用いて、企画提案の内容を分かりやすく説明すること。パソコンの持込みを認める。
- ⑥ 出席者は、1応募者につき3名以内とする。

(2) 審査及び選定

- ① ヒアリング実施後、企画提案書及び積算書を審査の上、評価を行う。
なお、仕様書の内容を満たさない企画提案書又は委託上限額を超える金額の見積書については、評価の対象としない。

- ② 最高順位最多取得方式により、各委員の1位を最も多く取得した企画提案者を契約候補者として選定する。

なお、同点の場合は、採点合算方式により、各委員の点数を単純に合算し、その合計点が高い企画提案者を選定する。

- ③ 委託業者の品質水準を確保するため、各委員の1位を最も多く取得した企画提案者であっても、採点した評価点の合計点が6割に満たない委員がいた場合には、協議の場を設け、再度評価を行うこととし、その結果が6割に満たないときは、契約候補者として選定しない。その場合は、委員で協議の上、契約候補者を選定することとする。

- ④ 応募者が1者の場合は、ヒアリングを実施し、各委員が採点した評価点の合計点の平均が6割以上となる場合に限り、当該者を委託候補者として選定する。

ただし、採点した評価点の合計点が6割に満たない委員がいた場合は、協議の場を設け、再度評価を行うこととし、その結果が6割に満たないときは、契約候補者として選定しない。

この場合、再度選定委員会に諮った上で、再公募を行うことがある。再公募が決定した場合、その旨を企画部デジタルみやぎ推進課のホームページ等で通知する。

なお、これにより応募者が被ったいかなる損害についても、県はその責を負わない。

- ⑤ 応募者がいない場合、またはすべての応募者について契約候補者として選定されない場合、公募内容を見直し、再度選定委員会に諮った上で、再公募を行うことがある。再公募が決定した場合、その旨を企画部デジタルみやぎ推進課のホームページ等で通知する。なお、これにより応募者が被ったいかなる損害についても、県はその責を負わない。

(3) 評価基準・配点

別添「提案概要表」のとおり。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、個別に通知する。

なお、審査結果に関する質問には回答しない。

また、契約候補者の名称は3（3）に示すホームページ上で公表する。

(5) 仕様の決定

審査結果の通知後、県と契約候補者が協働して仕様を調整し、決定する。

(6) 見積合せ

仕様の決定後、見積合せを行う。日時等については後日通知する。

(7) 契約

見積結果の通知後、速やかに契約手続を開始し、契約を締結する。

(8) その他

① 何らかの理由により、契約候補者として選定した者と契約を締結できない場合は、企画提案書の評価が第二位以下の者と契約手続を開始することがある。

② (4) の審査結果通知とは別に、入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）に基づき、見積合せの結果及び選定結果表を公表する。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

(1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

(3) 同一の団体等が、2件以上の企画提案書を提出した場合。

(4) 仕様書の内容を満たさない企画提案書又は上限価格を超える金額の見積書を提出した場合。

(5) 本募集要領等に反する場合。

(6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

9 スケジュール

内容	期日
企画提案の募集開始	令和8年4月27日(月)
質問受付	令和8年4月27日(月)から 令和8年5月13日(水)午後5時まで
質問への回答	令和8年5月18日(月)までに回答
企画提案参加表明書提出期限	令和8年5月20日(水)午後5時必着
企画提案書提出期限	令和8年5月27日(水)午後5時必着
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和8年6月9日予定
審査結果の通知	令和8年6月中旬予定
契約の締結	令和8年7月上旬予定
事業開始	契約締結日から
委託契約終了	令和9年3月5日(金)まで

10 その他留意事項

- (1) 提出した参加表明書または企画提案書を取り下げる場合には、速やかに取下願(様式第8号)を提出すること。なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として提案内容等の変更はできない。
- (3) 本企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (4) 本募集要領に記載のない事項については、県の指示によること
- (5) 事業の委託に際して、選定された企画提案の内容がそのまま仕様書に反映されることは限らず、仕様書は契約候補者と県が協議の上作成するものとする。
- (6) 企画提案書等の提出書類は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)その他の法令に基づき、開示する場合がある。
- (7) この契約は、電子契約実施要領(令和7年4月1日施行)第4条の規定により、電子契約を締結することができる。